

RoboTANGO 使用許諾約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第 21 条 (契約期間)</p> <p>本契約の契約期間は、本契約の締結日から 1 カ月間とします。お申込者が、本契約の満了日の 1 カ月以上前に本契約を継続しない旨を通知しない限り、本契約は同一条件で 1 カ月間延長されるものとし、以降も同様とします。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 21 条 (契約期間)</p> <p>1. <u>本契約の契約期間は、本契約の申込フォームにおいてお申込者が選択した期間とします。ただし、お申込者が、本契約の満了日の 1 カ月以上前に本契約を継続しない旨を通知しない限り、本契約は同一条件で同一期間延長されるものとし、以降も同様とします。</u></p> <p>2. <u>前項の契約期間中に、お申込者が本契約を中途解約し、又はレイズから本契約を解除された場合、レイズがお申込者から利用料金を受領済みのときは、レイズはこれを返金する義務を負わないものとし、本契約の残期間にかかる本ソフトウェアの月額費用が未払いであるときは、お申込者は、解約違約金としてレイズに対し直ちにこれを支払うものとし、</u></p>
<p>第 25 条 (販売店を通じた契約における特約)</p> <p>(中略)</p> <p>2. お申込者が、販売店と再提供契約を締結したときは、第 3 条 (本契約の締結) 及び第 6 条 (支払い) の規定は適用されないものとし、これらの事項について、お申込者は、再提供契約の各規定に拘束されるものとし、</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 25 条 (販売店を通じた契約における特約)</p> <p>(中略)</p> <p>2. お申込者が、販売店と再提供契約を締結したときは、第 3 条 (本契約の締結)、<u>第 6 条 (支払い)、第 21 条 (契約期間) 及び第 34 条 (無償トライアル版に関する特約) 第 3 項</u>の規定は適用されないものとし、これらの事項について、お申込者は、再提供契約の各規定に拘束されるものとし、</p> <p>(以下略)</p>
<p>2020 年 7 月 15 日 制定</p> <p>2020 年 9 月 23 日 改訂</p> <p>2021 年 5 月 26 日 改訂</p> <p>2021 年 7 月 1 日 改訂</p> <p>2022 年 8 月 1 日 改訂</p>	<p>2020 年 7 月 15 日 制定</p> <p>2020 年 9 月 23 日 改訂</p> <p>2021 年 5 月 26 日 改訂</p> <p>2021 年 7 月 1 日 改訂</p> <p>2022 年 8 月 1 日 改訂</p>

2023年6月29日 改訂

2023年6月29日 改訂

2023年11月1日 改訂

以上